

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第85号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表			別表（第6条関係）		
等級	倍数	身体障害	等級	倍数	身体障害
1級	[略]	1・2 [略]	1級	[略]	1・2 [略]
		3 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの			3 <u>神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</u>
		4 [略]			4 [略]
		5 <u>半身不随となったもの</u>			5 <u>両上肢をそれぞれ肘関節以上で失ったもの</u>
		6 <u>両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの</u>			6 <u>両上肢が用をなさなくなったもの</u>
		7 <u>両上肢が用をなさなくなったもの</u>			7 <u>両下肢をそれぞれ膝関節以上で失ったもの</u>
		8 <u>両下肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの</u>			8 <u>両下肢が用をなさなくなったもの</u>
		9 <u>両下肢が用をなさなくなったもの</u>			
		2級			[略]
3 <u>両上肢をそれぞれ腕関節以上で失ったもの</u>	3 <u>神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</u>				
4 <u>両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの</u>	4 <u>胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</u>				
	5 <u>両上肢をそれぞれ手関節以上で失ったもの</u>				
3級	[略]	1・2 [略]	3級	[略]	1・2 [略]
		3 精神に著しい障害を残し、終身労務に服すること			3 <u>神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終</u>

	<p>ができないもの</p> <p>4 [略]</p> <p>5 両手の<u>すべての指</u>を失ったもの</p>		<p>身労務に服することができないもの</p> <p>4 [略]</p> <p>5 両手の<u>全ての指</u>を失ったもの</p>
4級	<p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>鼓膜の全部の欠損その他により</u>両耳の聴力が全く失われたもの</p> <p>4 1 <u>上肢</u>を<u>ひじ関節</u>以上で失ったもの</p> <p>5 1 <u>下肢</u>を<u>ひざ関節</u>以上で失ったもの</p> <p>6 両手の<u>すべての指</u>が用をなさなくなったもの</p> <p>7 [略]</p>	4級	<p>1・2 [略]</p> <p>3 両耳の聴力が全く失われたもの</p> <p>4 1 <u>上肢</u>を<u>肘関節</u>以上で失ったもの</p> <p>5 1 <u>下肢</u>を<u>膝関節</u>以上で失ったもの</p> <p>6 両手の<u>全ての指</u>が用をなさなくなったもの</p> <p>7 [略]</p>
5級	<p>1 [略]</p> <p><u>2</u> 1 <u>上肢</u>を<u>腕関節</u>以上で失ったもの</p> <p><u>3</u> 1 <u>下肢</u>を<u>足関節</u>以上で失ったもの</p> <p><u>4</u> 1 <u>上肢</u>が用をなさなくなったもの</p> <p><u>5</u> 1 <u>下肢</u>が用をなさなくなったもの</p> <p><u>6</u> 両足の<u>すべての指</u>を失ったもの</p>	5級	<p>1 [略]</p> <p><u>2</u> <u>神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</u></p> <p><u>3</u> <u>胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</u></p> <p><u>4</u> 1 <u>上肢</u>を<u>手関節</u>以上で失ったもの</p> <p><u>5</u> 1 <u>下肢</u>を<u>足関節</u>以上で失ったもの</p> <p><u>6</u> 1 <u>上肢</u>が用をなさなくなったもの</p> <p><u>7</u> 1 <u>下肢</u>が用をなさなくなったもの</p> <p><u>8</u> 両足の<u>全ての指</u>を失ったもの</p>
6級	<p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>鼓膜の大部分の欠損その他により</u>両耳の聴力が<u>耳</u> <u>殻</u>に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</p>	6級	<p>1・2 [略]</p> <p>3 両耳の聴力が<u>耳</u>に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</p> <p><u>4</u> 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が<u>40センチメートル以上の距離では普通の話声を解す</u></p>

	<p>4 <u>脊柱</u>に著しい<u>奇形</u>又は<u>運動障害</u>を残すもの</p> <p>5 1 <u>上肢</u>の3大関節のうちのいずれか2関節が用をなさなくなったもの</p> <p>6 1 <u>下肢</u>の3大関節のうちのいずれか2関節が用をなさなくなったもの</p> <p>7 <u>おや指及びひとさし指</u>をあわせ片手の4本の指を失ったもの</p>		<p><u>ることができない程度に減じたもの</u></p> <p>5 <u>脊柱</u>に著しい<u>変形</u>又は<u>運動障害</u>を残すもの</p> <p>6 1 <u>上肢</u>の3大関節のうちのいずれか2関節が用をなさなくなったもの</p> <p>7 1 <u>下肢</u>の3大関節のうちのいずれか2関節が用をなさなくなったもの</p> <p>8 <u>片手の全ての指を失ったもの</u>又は<u>おや指をあわせ片手の4本の指を失ったもの</u></p>
7級	<p>1 [略]</p> <p>2 <u>鼓膜の中等度の欠損</u>その他により<u>両耳の聴力が40センチメートル以上では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</u></p> <p>3 <u>精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>片手のおや指及びひとさし指を失ったもの</u>又は<u>おや指若しくはひとさし指をあわせ片手の3本以上の指を失ったもの</u></p> <p>6 <u>おや指及びひとさし指をあわせ片手の4本の指が用をなさなくなったもの</u></p> <p>7 [略]</p>	7級	<p>1 [略]</p> <p>2 <u>両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</u></p> <p>3 <u>一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</u></p> <p>4 <u>神経系統の機能</u>又は<u>精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>おや指をあわせ片手の3本の指を失ったもの</u>又は<u>おや指以外の片手の4本の指を失ったもの</u></p> <p>7 <u>片手の全ての指が用をなさなくなったもの</u>又は<u>おや指をあわせ片手の4本の指が用をなさなくなったもの</u></p> <p>8 [略]</p> <p>9 1 <u>上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</u></p> <p><u>の</u></p>

		<p>8 両足の<u>すべての指</u>が用をなさなくなったもの</p> <p>9 <u>女子の外貌</u>が著しく醜くなったもの</p> <p>10 [略]</p>			<p>10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>11 両足の<u>全ての指</u>が用をなさなくなったもの</p> <p>12 <u>外貌</u>が著しく醜くなったもの</p> <p>13 [略]</p>
8級		<p>1 [略]</p> <p>2 <u>脊柱</u>に運動障害を残すもの</p> <p>3 <u>神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</u></p> <p>4 <u>おや指をあわせ片手の2本の指を失ったもの</u></p> <p>5 <u>片手のおや指及びひとさし指が用をなさなくなったもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ片手の3本以上の指が用をなさなくなったもの</u></p> <p>6 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>7 1<u>上肢</u>の3大関節のうちのいずれか1関節が用をなさなくなったもの</p> <p>8 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節が用をなさなくなったもの</p> <p>9 1<u>上肢</u>に偽関節を残すもの</p> <p>10 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>11 片足の<u>すべての指</u>を失ったもの</p> <p>12 <u>脾臓又は一方の腎臓</u>を失ったもの</p>	8級		<p>1 [略]</p> <p>2 <u>脊柱</u>に運動障害を残すもの</p> <p>3 <u>おや指をあわせ片手の2本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の3本の指を失ったもの</u></p> <p>4 <u>おや指をあわせ片手の3本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の4本の指が用をなさなくなったもの</u></p> <p>5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>6 1<u>上肢</u>の3大関節のうちのいずれか1関節が用をなさなくなったもの</p> <p>7 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節が用をなさなくなったもの</p> <p>8 1<u>上肢</u>に偽関節を残すもの</p> <p>9 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>10 片足の<u>全ての指</u>を失ったもの</p>
9級		<p>1～6 [略]</p>	9級		<p>1～6 [略]</p> <p>7 <u>両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</u></p> <p>8 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解す</p>

	<p><u>7 鼓膜の全部の欠損その他により一方の耳の聴力が全く失われたもの</u></p> <p><u>8 片手のおや指を失ったもの、ひとさし指をあわせ片手の2本の指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の3本の指を失ったもの</u></p> <p><u>9 おや指をあわせ片手の2本の指が用をなさなくなったもの</u></p> <p><u>10</u> [略]</p> <p><u>11 片足のすべての指が用をなさなくなったもの</u></p> <p><u>12</u> [略]</p>		<p><u>る</u> <u>ることができない程度に減じ、他方の耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの</u></p> <p><u>9</u> 一方の耳の聴力が全く失われたもの</p> <p><u>10</u> <u>神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</u></p> <p><u>11</u> <u>胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</u></p> <p><u>12</u> <u>片手のおや指を失ったもの又はおや指以外の片手の2本の指を失ったもの</u></p> <p><u>13</u> <u>おや指をあわせ片手の2本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の3本の指が用をなさなくなったもの</u></p> <p><u>14</u> [略]</p> <p><u>15</u> <u>片足の全ての指が用をなさなくなったもの</u></p> <p><u>16</u> <u>外貌が相当程度醜くなったもの</u></p> <p><u>17</u> [略]</p>
10級	<p><u>1</u> [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> <u>鼓膜の大部分の欠損その他により一方の耳の聴力が耳殻に接しなければ大声を解することができない</u></p>	10級	<p><u>1</u> [略]</p> <p><u>2</u> <u>正面を見た場合に複視の症状を残すもの</u></p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> <u>両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの</u></p> <p><u>6</u> <u>一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</u></p>

	<p>程度に減じたもの</p> <p><u>5 片手のひとさし指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の2本の指を失ったもの</u></p> <p><u>6 片手のおや指が用をなさなくなったもの、ひとさし指をあわせ片手の2本の指が用をなさなくなったもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の3本の指が用をなさなくなったもの</u></p> <p><u>7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</u></p> <p><u>8 [略]</u></p> <p><u>9 1上肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの</u></p> <p><u>10 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの</u></p>		<p><u>7 片手のおや指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の2本の指が用をなさなくなったもの</u></p> <p><u>8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</u></p> <p><u>9 [略]</u></p> <p><u>10 1上肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの</u></p> <p><u>11 1下肢の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に著しい障害を残すもの</u></p>
11級	<p>1～3 [略]</p> <p><u>4 鼓膜の中等度の欠損その他により一方の耳の聴力が40センチメートル以上では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</u></p> <p><u>5 脊柱に奇形を残すもの</u></p> <p><u>6 片手のなか指又はくすり指を失ったもの</u></p> <p><u>7 片手のひとさし指が用をなさなくなったもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の2本の指が用をなさなくなったもの</u></p> <p><u>8 [略]</u></p>	11級	<p>1～3 [略]</p> <p><u>4 10本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</u></p> <p><u>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの</u></p> <p><u>6 一方の耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</u></p> <p><u>7 脊柱に変形を残すもの</u></p> <p><u>8 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの</u></p> <p><u>9 [略]</u></p>

	<p><u>9 胸腹部臓器に障害を残すもの</u></p>		<p><u>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</u></p>
12級	<p>1～3 [略]</p> <p>4 一方の耳の耳殻^{かかく}の大部分を欠損したもの</p> <p>5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの</p> <p>6 1 上肢^{じし}の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>7 1 下肢^{じし}の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>8 長管状骨に奇形を残すもの</p> <p><u>9 片手のなか指又はくすり指が用をなさなくなったもの</u></p> <p><u>10 片足の第2足指を失ったもの又は片足の第3足指以下の3本の指を失ったもの</u></p> <p>11 [略]</p> <p>12 局部に頑固^{がん}な神経症状を残すもの</p> <p>13 男子の外貌^{ぼう}が著しく醜^{みにく}くなったもの</p> <p>14 女子の外貌^{ぼう}が醜^{みにく}くなったもの</p>	12級	<p>1～3 [略]</p> <p>4 一方の耳の耳殻^{かかく}の大部分を欠損したもの</p> <p>5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>6 1 上肢^{じし}の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>7 1 下肢^{じし}の3大関節のうちのいずれか1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>8 長管状骨に変形を残すもの</p> <p><u>9 片手のこ指を失ったもの</u></p> <p><u>10 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなったもの</u></p> <p><u>11 片足の第2足指を失ったもの、第2足指をあわせ片足の2本の指を失ったもの又は片足の第3足指以下の3本の指を失ったもの</u></p> <p>12 [略]</p> <p>13 局部に頑固^{がん}な神経症状を残すもの</p> <p>14 外貌^{ぼう}が醜^{みにく}くなったもの</p>
13級	<p>1 [略]</p> <p><u>2 [略]</u></p> <p><u>3 [略]</u></p>	13級	<p>1 [略]</p> <p><u>2 正面以外を見た場合に複視^{ふくし}の症状を残すもの</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 5本以上の歯に歯科補綴^{てつ}を加えたもの</u></p> <p><u>6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</u></p>

	<p>4 <u>片手のこ指を失ったもの</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>片手のひとさし指の指骨の一部を失ったもの</u></p> <p>7 <u>片手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなったもの</u></p> <p>8 <u>1下肢を1センチメートル以上短縮したもの</u></p> <p>9 [略]</p> <p>10 <u>片足の第2足指が用をなさなくなったもの、第3足指をあわせ片足の2本の指が用をなさなくなったもの又は片足の第3足指以下の3本の指が用をなさなくなったもの</u></p>
14級	<p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの</u></p> <p>4 <u>下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの</u></p> <p>5 <u>片手のこ指が用をなさなくなったもの</u></p> <p>6 <u>片手のおや指及びひとさし指以外の指の指骨の一部を失ったもの</u></p> <p>7 <u>片手のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなったもの</u></p> <p>8・9 [略]</p> <p>10 <u>男子の外貌が醜くなったもの</u></p>

備考

1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるもの

	<p>7 <u>片手のこ指が用をなさなくなったもの</u></p> <p>8 [略]</p> <p>9 <u>1下肢を1センチメートル以上短縮したもの</u></p> <p>10 [略]</p> <p>11 <u>片足の第2足指が用をなさなくなったもの、第2足指をあわせ片足の2本の指が用をなさなくなったもの又は片足の第3足指以下の3本の指が用をなさなくなったもの</u></p>
14級	<p>1・2 [略]</p> <p>3 <u>一方の耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの</u></p> <p>4 <u>上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜い痕を残すもの</u></p> <p>5 <u>下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜い痕を残すもの</u></p> <p>6 <u>片手のおや指以外の指の指骨の一部を失ったもの</u></p> <p>7 <u>片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</u></p> <p>8・9 [略]</p>

備考

1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるもの

については、矯正視力によって測定する。

2 手の指を失ったものとは、おや指は指関節、その他の指は第1指関節以上を失ったものをいう。

3 手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第1指関節（おや指にあっては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

4 [略]

5 足の指が用をなさなくなったものとは、第1足指は末節の半分以上、その他の指は末関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは第1指関節（第1足指にあっては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

6 [略]

については、矯正視力によって測定する。

2 手の指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。

3 手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

4 [略]

5 足の指が用をなさなくなったものとは、第1足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第1足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた障害補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた障害補償については、なお従前の例による。